

令和4年12月26日
第24回教育委員会資料
教育部学務課

季節性インフルエンザに係る登校許可の運用変更について

今冬、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることから、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、令和4年11月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」が発出され、季節性インフルエンザに感染した場合も新型コロナウイルス感染症と同様、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないことが示された。

これを踏まえ、立川市立小・中学校における季節性インフルエンザに感染した児童・生徒の登校許可の取扱いについて、医師からの「罹患・治癒証明（登校許可）書」を求めず、保護者からの「インフルエンザ登校届」をもとに登校を許可することに運用を変更することとする。

1 変更内容

これまで：医療機関発行の「罹患・治癒証明（登校許可）書」をもとに登校許可

今 後：保護者が記載する「インフルエンザ登校届」をもとに登校を許可

（発熱日から5日を経過し、かつ解熱日から2日を経過したら、保護者が記載し学校へ提出）

2 変更時期

令和5年1月（令和4年度3学期）から